

教育委員会臨時会

日時：平成26年3月2日（日）午前11時～

場所：教育センター 2階 204会議室

出席者：教育委員 早藤義則、石井紘一、小松泰子、篠原通夫

事務局及び説明者 岩本事務局長、山浦課長、小野副課長、長田指導主事

湯河原町いじめに関する調査委員会 小林正稔

欠席者：教育委員 山本明峰

会議録署名委員： 石井紘一、小松泰子

委員長 皆さん、こんにちは。きょうは湯河原町教育委員会臨時会にお集まりいただきました。

きょうの案件につきましては、すでにお知らせしてありますように、湯河原町いじめに関する調査委員会の小林委員長にお越しいただきまして、いじめに関する調査委員会の答申をしていただくということです。事故がありましてから、約330日くらいたったわけです。本当に、大きな事故でしたし、それに関しまして、町・学校・教育委員会それぞれ力を合わせて、県の協力を得ながら、がんばって調査検討してきました。しかし、やはり足りないところを調査委員会の専門家の方々の力をお借りして、第三者としての意見、そして見方をさせていただいたわけです。それらを踏まえまして、本日答申をいただきまして、今後の湯河原町のあり方、そして、学校・教育委員会の今後の方針、そして何よりも、子どもたちのこれからの安全のためということ、協議を進めていきたいと思っております。どうぞ、きょうは非常に重い内容ですけれども、小林委員長の方から、答申をいただきながら、慎重に審議していただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、早速、本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人は、石井委員と小松委員、よろしくお願いいたします。それでは、早速案件に入ります。

(1) 報告事項

① 湯河原町いじめに関する調査委員会からの答申書及び調査結果報告書について

委員長 それでは、湯河原町いじめに関する調査委員会からの答申書及び調査結果報告書について、事務局から説明をお願いいたします。

山浦課長 それでは、早藤委員長、小林委員長、前の方で答申書の受け渡しをよろしくお願いいたします。

(小林調査委員長 答申書 朗読)

委員長 どうもありがとうございました。

山浦課長 それでは引き続き、小林委員長の方から、調査報告書の内容について、ご説明いただければと思います。

小林委員長 答申書は、いま読み上げたとおりです。調査報告書なんですけれども、できる限りという形ですけれども、聴取をさせていただく中で、調査委員会として、いじめと思われる事実ということに関して、再確認させていただきました。その経過については、調査報告書の3のところなんですけれども、一覧表として載せさせていただいております。調査報告に関しては、今回非常に、一部を除いて協力的に行えましたので、調書等については、かなり詳細にとることができました。それはありがたかったです。ただ、どうしても資料を出していただけないというところがありました。それに関しては、ご遺族の方からの任意提供ですとか、児童福祉施設の方の任意の提供を受けた形で補完できたかなと思っております。まあ、不十分ですけれども補完できたという形です。その中で、いじめに関する事案としまして、7ページからのところに、一覧表として載せさせていただいております。ただ、これをずっとやっていく中に、一部、ご遺族の方が非常に気になさっていた部分ですけれども、「首を吊れよ」という発言があったというところがあったんですけれども、これについては、聴取の中で、加害者とされる少年たちの調書の中では否定されているということがあり、また、その方の供述自体は非常に詳細であり、そうであったのかなと推察はできるんですけれども、確定ができなかったもので、その部分については、「死ねよ」という形のみにさせていただいたという経緯があります。なお、あとにつながる部分ですけれども、実は事実と思われるところに、対象となる生徒の内容だけではなくて、学校の対応のところも提示させていただいております。それはなぜかと言いますと、今回、基本的にいじめ防止推進法の定義で考える場合、本人にとって、自身の苦痛を感じるというところを推察していく中で、その部分を入れざるを得なかったというふうに、ご理解いただければいいと思います。その中で、どうしてこれをいじめと認めたという理由と関連性については、4の項目に示させていただいております。我々が一番関心を寄せた部分というのは、当該生徒の最後の言葉と思われるものが、いったい何を意味しているのか、またその中に、特に7ページからの、これだけのことがありながら、いじめアンケートには何も出ていなかった。先生方・友達の話でも、特にいじめというように感じていなかったというところを、どう理解するかということが、すごく重要なポイントではないかというように思っております。そこは詳細に検討させていただいた次第です。ただ、自死につながるいじめと言っても、ただ強烈なものがあって、それがいきなり自死につながるということではなくて、じわじわと本人を蝕んでいくということもありますので、そういう意味で言うと、今回の事案というのは、当該生徒はじわじわと、辛い思いを重ねていったんだろうなというところは推察できます。その中で、やはり当該生徒自身が、いかに自分としてそれをどう解決しようかと考えていたのではないかと。言い方を変えますと、思春期の真面目で一生懸命な子どもの特徴として、何とか自分の力で解決しようと努力した、お父さんやお母さんに心配をかけないでやっとうと努力した、それが結果的に、彼のパーソナリティが彼自身を追い込み、また、まわりの人にも気づかれないまま、こういう事態に陥ったのではないかと。そういう意味で言うと、ときどきありますけれども、自死に至るほど悩んでいたのに、親が何で気が付かなかったということに関して、我々の見解とすれば、

当該生徒の基本とすれば、一番知られたくないのは親御さんだったと。それくらい、彼はがんばっていたんだという理解をしております。この辺は情報公開のときにも、私はある程度は構わないと思いますけれども、問題になるかも知れませんが、当該生徒の理解ということで、かなり詳細に検討させていただきました。私自身は臨床心理士ですし、児童精神科の清家先生もおりますし、NPOで年中子どもたちとお付き合いいただいている西野さんもいらっしゃったり、また、思春期の教育などの諸岡先生もいらっしゃいますし、弁護士の影山先生もシェルターとか、悩んでいるお子さんたちと関わりの深い方なので、その辺については、今後同じような事案を繰り返さないためにも、きちんと理解していくことが大切だということを考えて、詳細に書かせていただいております。その中で、なぜ湯河原中学校の教員とか生徒、生徒に関しては、事後のアンケートで、これだけ約2割の方が事実を見ていると言っていますので、気付いていたけれども、いじめというようには認識をしていなかったという範囲かなと。後で、いじめと言われて、やっぱりそうかという形での回答だと思いますが、なぜ教員が気付かなかったのだろうかということについて5のところでお示ししております。この部分に関しては、通常で考えた場合、たとえば気付かなかったことの善悪を問うているわけではなくて、決して、湯河原中学の先生及び湯河原町の教育委員会が努力を怠っていたということではないんですけれども、全体の風潮として、表面に出てくるもののみに対応するというところに終始してしまっていた。それで対策が終わっているんだというように思ってしまったというところは否めないと思います。同時に、そうさせているということも、やはり行政とか、これは大きく言えば国の教育行政を含めての部分がありますけれども、少なくとも、湯河原町の中での教育行政も、その責任は負うべきものであると考えております。ある意味で言うと、言葉は違うと思うんですけれども、教育の品質管理というか、一定のことをきちんと教育自体を守っていくということを考えた場合は、その一番の教育目標ですとか、どういう子どもたちを育てるという目標のもとに、具体的にそれをどのようにプランニングしていくかという過程がなければいけないんですけれども、現状の中では、各事象に対しての起こったときの対応ということが重視されていて、予防の観点というのが少し抜けていたのではないかと。その一番の根拠になった部分というのは、実は我々の中で、事前アンケートを3回やっているものについても含めて、検討させていただきたいということで要望させていただいたんですけれども、実際にはアンケートの原票がすべてないということで、これは我々の理解としては、とにかく数的に数を上げればそれでいいんだということで、内容も検証までに行く余裕と気持ちがなかったということだというように理解をしております。そういうことが1つの象徴であると。つまり、日常的にやるべきことを、淡々ときちんとやっていけば防げたかも知れないことが、やはりいろいろな形の中で、注目されたり、表面にあるものみの対応ということに追われてしまっている中で、このような事案が起こったんだと考えさせていただいております。その中で、支援対策本部が提言した内容というのは、言い方を変えれば、日頃、当たり前前に学校がやっていかなければならないことであるということ、その部分を確実に実行していくということが大事だと思います。ただ、そのことに関して言えば、ただ何もなく、あなた方ががんばりなさいと言うだけではなくて、それなりの担保するもの、予算ですとか報告義務というものがないと、それはきちんと履行できないのではないかなというところを指摘させていただいております。要するに全体と

して言うと、今回の事案は、確かに何人かのお子さんが中心となって起こったことであるけれども、一番の悲劇が、何人かのお子さんも、学校もそれまで1年以上にわたって起こっていたことを、事後は認識したけれども、事前にはいじめという形では認識して、対応ができていなかったということが、一番の問題になると思っております。その辺に関して、調査委員会が責任を問うことは目的としておりませんが、あえて責任というように言うのであれば、全員に責任がある。子どもたちも教員も、ひいては湯河原町民全員が、その責任を負うべきはないかと考えております。逆に言えば、そのことが一番、当該生徒の死というものを無駄にしないということにつながると考えられると思います。今後については、単に湯河原中学で起きた1事案という感覚ではなくて、町として、どのように子どもたちを育てていくかという方法において、教育委員として真の提言をしていただき、町を動かしていくという形になっていかないと、真の意味で、当該生徒の死をいかすということにはならないと思っております。ともすると、子どもたちに特別な事案ということで、これで終わりにさせたいというところが、大人の中にあると思えますけれども、それでは意味がないので、あえて内容的には、厳しい内容にさせていただいております。簡単に言うと、我々もすべて、すぐにできるとは思っておりません。努力というものを続けていくことが大事だと思いますので、その辺については、継続してほしいなと思います。ただ、この書かれている文章の趣旨や中身ということも、支援対策本部の調査報告書も含めて、少なくとも湯河原中学校の先生方、できれば保護者の方々に熟読していただき、心情を理解していただく機会を設けていただくということも、意識を共有する意味では、すごく大事なことだと思います。今回、文章その他、多少乱れています。なぜかと言いますと、まず私が原文を書きまして、各委員がそれぞれに修正するという形の中で、書き加えていくという形でまとめましたので、それぞれの文章が出ているというのがあるんですけども、たぶん、全く調査委員会のみで作成したという意味では、稀な報告書だと思っております。それほど、第三者ということを大事にして提言しておりますので、その点もご理解いただきたいと思っております。以上です。

山浦課長 ありがとうございます。少ない時間の中で、小林委員長に調査内容についてのご報告を受けました。事前に調査報告書をお渡ししていませんでしたので、質問というのもなかなかしづらい面があるかと思いますが、せっかくの機会ですので、委員の皆さんから小林委員長にお尋ねになりたいことがありましたら、時間の許す限り、お願いしたいと思います。

委員長 山浦課長から話がありましたように、8月にこの調査委員会が発足して、月に2回やっていたり、毎月のようにして、10回の委員会を開いた中で、このような形で今日、小林委員長からご報告がありました。大きく言われるのは、小林委員長が言われた「事前意識の欠如」が学校、教育委員会、町、そして町民すべてのものが、そこが欠如していたことが、この大きな事故につながったという意識を持たなければいけないし、その対策として、これから具体的に継続した努力をしていかなければいけない。これが1つの特別な事案としての捉え方ではなくて、これは湯河原町全体の問題として、常に、二度とこういうことがあってはならないということを念頭に置いた行動をしていかなければならない。そのために、具体的な案を1つ1つ作って、実行していきなさいという提言だったと思います。皆さんの方から、質問、ご意見はございますか。

石井委員 小林先生に来ていただいておりますけども、大変ありがとうございます。これから1つ1つやっていくことが、湯河原町にとってもいいことだと思いますが、なかなか教育委員会だけではできないところがありますので、教育長以下は町当局と話し合っていていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

小林委員長 別の言い方をしますと、教育委員会だけでやってほしくないです。そこも意識した中で、答申書を作成させていただきました。これが、たとえば予算化の問題でも、教育委員会だけでやっていくということだと、まず不可能だと思うし、町がこの答申を理解する中で、補正を組むくらいの覚悟があれば嬉しいし、じゃあどれくらいの費用がかかるのかというのは、広い例えですけども、町道を1kmないし2km再舗装するのを、町民に1年ほど我慢していただけないかという程度の費用なんです。それを明示することがすごく厳しいということはおそらくわかっておりますけども、逆に言えばそこが我々大人の姿勢だと思っています。私はいろいろな仕事をさせていただいておりますので、大体そういうところで、人工がどれくらいで、どれくらいの費用がかかるかというのをよく承知しております。それを町自身が出していこうという、そういう思いをつくっていただけるかということに関して言えば、教育委員会の教育委員の方々のお気持ち一つだと思っておりますので、そういう意味でのご努力をお願いしたいということです。ただ、変な言い方をすると、皆さん方がすべて責任を負うという形ではないので、町全体に責任を持たせるんだというぐらいの感覚であってほしいなと思います。

委員長 他にございますか。

小松委員 今後の取り組みについての検討の⑦で、町教育委員会の人的体制を充実させるとありますが、具体的に、どういう役職というか、どういう立場の人を増やしたらいいんでしょうか。

小林委員長 まずは、小・中学校の連携その他を含めていくと、いま一番必要なのは、指導主事の増員ではないですか。こういう問題になると、すぐスクールカウンセラーとかという話になるんですけども、私は神奈川県スクールカウンセラーの制度を全部つくった人間です。最初の頃は、どこの学校にどういうふうに人を配置するかまでやっておりました。その中でも感じているのは、どんな人を入れても、それを使いこなす人材がないと、やはりうまく回っていかないんですね。そういう意味で考えると、湯河原町の場合、いま実際に起こっている事案数と、それに対応する調整役と考えますと、指導主事の数が極めて足りないということです。その辺を兼務的な形でやる意味で、スクールソーシャルワーカーを入れるという考え方はあってもいいと思いますけども、あくまでも、まず学校のいろいろな事案について、学校だけに対応させるのではなくて、教育委員会と一緒にやれるだけの体制ということがほしいと思います。現状では、何かのとき1人が対応して、別の事件を持ったら、もうそこで1人がいなくなってしまうんですね。まして、県教委とか県の機関との連携を打とうと思っても、それをきちんとやろうとすれば、相当な時間がかかりますので、そこで学校の内容まで見ているという形というのは、すごく厳しいなと思います。そういう意味では、教育ですので、まずは指導主事を増設して、その後、必要な人員という形で、教育支援員ですとかカウンセラーという形に、拡大していくのが良いかなと思います。あえて言うならば、その辺に関しては、ボランティアという考え方もあるんですけども、町がある程度任命した町の先生というような形式で、町の人材を活用し

ていく。それで指導主事を補完するという考え方も、あってもいいかなと思います。ただ、あくまでもその辺は、こちらの方としては、いい案というのがありますけれども、あとは湯河原町の中で考えていただいて、その上で、自分たちの力でつくっていただくということが、一番いいことだと思います。アドバイスに関しては、皆さん方からご要望があれば、いくらでもさせていただきます。

小松委員 もう1点、うちの息子も当該生徒と同級生で、いま中二なんですけれども、その事件があったときに、息子に、いじめられていたのかと問いましたら、「いじられてただけだよ」という言い方をして、それが多くの子たちの認識だったと思います。現在でも、いじられキャラ的な子は、他にも存在して、ちょこちょこいたずらされたりということを知っていますけれども、いじられキャラと言われているような子が、いじられなくなるような方法、またはおもしろがって、いじっている子たちが、そういうことをしなくなるような方法というものがあつたら、教えていただけますか。

小林委員長 全くそれを防ぐということは不可能ですけども、ただ、減らすという観点で考えた場合に、意外だと思われるかも知れませんが、先生と生徒が仲良くなることです。教師がきちんと大人というスタンスを持ちながら、子どもたちの話をちゃんと聴けるような関係性ということをつくっていく。それを簡単に言うと、信頼関係と言うんですけども、いまの信頼関係のつくり方は、「私を信頼しなさい」という言い方の信頼関係のつくり方です。常識的に考えればわかることなんですけども、全く根拠がないのに、私は教師だから、私は大人だから、私はカウンセラーだから信用しなさいと言われて、言われれば言われるほど、信用したくなくなってしまう。結局、ある意味子どもたちの中にも、もう大人には言っても仕方がないんだ、言いたくないんだという風潮が発せられ、子どもたち自身も、自らやってみたいという思いがあるという時期でもある。その中で気軽にアドバイスを求められるような体制をつくるということは、実はかなり至難の業なんです。だけど、その辺に対して、ある程度大人が、自分たちのところに子どもたちが上がってきて話をしなさいという言い方が本来なのか、自分たちが経験したことですから、きちんとそこまで戻ってあげて、一緒に考えて、一緒に上がってくるという体制をとることが妥当なのか、これはもう、わざわざ言葉を並べる必要はないと思います。そういう体制が、いまできているのか。学校全体についてだと少し広すぎますので、スクールカウンセラーを例にとって言いますと、現状、大体スクールカウンセラーが学校に来ますね。そうすると、学校で相談室に入って、相談を受付で待っている。それで来る子どもたちって、いったいどういう子どもたちか。やはりその中で、そこに来られるというのは唯一そこが、自分の居場所として見つけ出すことができたお子さんなのか、それとも、半分そういう相談するということを趣味にしている方にしかなくなっているんです。まして、1週間に一、二回来て、何時間いるかというだけで、本当に生の声を拾い上げて、フィードバックすることができるでしょうか。私はもともと、スクールカウンセラーを作ったときも、職員室に机と椅子を用意しなさいと。通常は職員室にいて、必要なときだけ相談室に行くという形をとってほしいということをお願いしてたんですけども、いろいろな中で、相談室だけにいるような、それも1つの象徴です。だから、いかに先生方が、子どもたちの様子を見るために、廊下に張り付いて、休み時間がないんだとおっしゃっていたとしても、やはり基本的に、先生と生徒が仲がいい、世間話ができるということができなければ、それは実現しないと

ということです。同時に、たとえば何かあるたびに、学校と保護者が対決する、どちらに責任があるんだ、誰に責任があるんだということのみが議論されて、大人が言い合ってる姿というものを子どもたちが見ていたら、そういう人たちを信用するでしょうか。言い方を変えれば、町の方たちも学校の先生と気軽に世間話ができる。それでもきちんと、お互いに自分たちの役割の境界を引きながら、世間話ができるという体制も含めて考えていかない限り、こういう事案というのはなくならないということです。それは理想像だと思っ
ていますが、理想を追求しないで、教育も福祉もあり得ないと思います。少しでもそれに近付こうとする、そういう決意というものが無い限り、実現するものではないと思います。せめて、これからは、湯河原町の町民は、すべての子どもたちに気軽に声をかけてあげるとい
うような、そういう町になっていただけたら嬉しいと思います。青少年の補導員の研修などに行きますと、皆さん異口同音に、子どもに声をかけるのが怖いと言います。そんな状況がある間は、断言できますけど、いじめもいじりもなくなりません。逆説的な言い方ですけど、ご理解いただきたいと思
います。

小松委員 いまのことに
関してですが、うちの息子は部活に入っていますが、同じ部活の中にいじられている子がいて、いじっている子も同じ部活にいます。いじっている子は、お母さんが病気でずっと入院されていて、きっと家庭内で欲求不満などがあるのではないかということが推測されるんですけども、そういう双方に対して、私も試合を見に行ったり、身近な立場にあるわけですが、いじられている子、いじっている子に対して、どのような接し方をすればいいのか。多少でも助けになればいいと思うのですが。

小林委員長 その子の大変さを、きちんと正
当に評価してあげる大人がいれば、少しは減ると思います。お母さんがそういう状況にあるということであれば、その子自身もそういうお母さんを抱えて、非常に苦勞しているわけ
です。その苦勞のところはわかってもらえず、自分がついついやってしまう行為のみを叱られる、注意されるという形になってしま
うんです。私は、悪いことをしているということについては、きちんと言うべきだと思います。でも、その背景に、そのお子さんがそういうお母さんを抱えて苦勞している、それでがんばっているということ
を、きちんと認めた上で、だからと言って、そういう行為はしてはいけないんだというルール性を、きちんと伝える大人が一人でもいてくれたら、彼はそれなりにきちんとやっ
ていけるようになってくれるということを信じています。実際、私の経験の中でも、そういうことがあります。前に住んでいた地域で、問題児がいましたけど、とてもいい子なんです。やることは逸脱行為もあ
りますが、小さい子の世話をしてくれたりしてやさしいので、うちの町内でも、その子に対して、「まずい子」としながらも、みんな
で慕っていて、我々もいつも声をかけていました。ある日、その子に友達が来て、小さな敷地内ですが、バイクをみんなで音を立てて乗ろうとしていたときに、彼が「頼むから、ここでは乗らないでくれ」と必死で止めていたんです。その姿は、いまでも目に焼き付いて
います。そういうことでも実証されていると思います。とにかくレッテルを貼って、その悪い行為を指摘し、正すということが教育ではなくて、本来教育というのは、大人が正しい行動を教えることだと思
います。そういう意味で言ったら、自分が望んで生まれてきたのではないのに、そのことで苦勞している。それをまず認めてあげた上で、その行為自体は間違っているよ。なぜ間違っているかをきちんと支援できる、そういう大人が増えて
いただくことが大事かなと思います。私の信条は、子どもと接するときには、この子は生

まれてこのかた、誰にもいい人に出会ったことがないし、一度もいいことがなかった子だという気持ちで、どのお子さんとも接するようにしています。非常にうがった言い方で、親御さんに対して失礼であることは承知しています。でも、それくらいの覚悟がないと、やはり子どもは信用してくれません。信用してもらえなければ、どんなにいいことを言っても、相手に入っていけないんです。その代り、私は厳しいことでも言います。悪いことは悪いと、はっきりと言います。そういうことがきちんとできるということが大事だと思いますし、続けることは、実際にとっても大変です。子どもに嘘をつけなくなります。それは自分に課しています。ですから、委員会の議論は、かなり激しい議論をさせていただいております。皆さんが何となく、「いいですね、いいですね」という感じではないです。それくらい真剣に取り組まないと、今後にもつながらないと思いますので、あえて、そうさせていただいております。そういう意味というのを皆さんの方から、町民の方々、教育関係の方々、先生方に伝えていただければいいと思います。一番気になっているのは、実際にこれが起こって10カ月余りで、正直な話、かなり風化していて、本当に必要な措置というのが、いまだにとられていないということがあります。ですから、そのことも含めて、今日を初めとして、これからやっていただくということでも構わないと思います。子どもを育てるのは大人の責任です。ですから、そのことの自覚を、皆さんに持っていただければと思っていますし、皆さんにはあると思いますので、もう1回再確認をしていただきたいと思います。

委員長 他にはいかがでしょうか。

山浦課長 小林委員長、ありがとうございます。このあと午後1時半からご遺族との対面を予定しておりますので、隣に部屋を用意しておりますので、いったんお休みになっていただきたいと思います。

委員長 それでは、ただいま報告事項の湯河原町いじめに関する調査委員会からの答申書及び調査結果報告書について、小林委員長からの説明・報告を受けながら、皆さんの方からもご質問をいただきました。まだ時間があれば、もう少し審議したいところもあつたかと思いますが、やはり時間の制約があります関係で、以上をもちまして報告の方は終了させていただきます。

《小林委員長 退室》

委員長 続きまして、協議事項に入ります。

(2) 協議事項

- ① 湯河原町いじめに関する調査委員会からの調査結果報告書の公開について（協議第19号）

委員長 協議第19号、湯河原町いじめに関する調査委員会からの調査結果報告書の公開について説明をお願いします。

岩本局長 今日、小林委員長からご報告をいただきましたが、3月4日（火）には総務文教・福祉常任委員会に報告することになります。そのときに、この答申書・報告書を使って、議員の皆さんにご報告することになりますが、そのときにこの報告書の中に、個人のプラ

イベートな情報、人権に配慮しなければいけない情報がありますので、その部分につきまして、黒塗りにさせていただきます、議員の皆さんに配布させていただければと思っております。特に個人を特定できる表記ですとか、会話になっているところで、それを見ると、誰が言ったのかということが推察されてしまうようなものですとか、委員の皆さんはある運動部ということをご存知なんですけれども、部活名がわかると、誰がということがすぐに判別されてしまいますので、そういう部分につきまして、黒塗りをさせていただいて、議会にご報告をさせていただければと思っております。この他に、湯河原中学校の支援対策本部で作りました資料につきましても、同じように黒塗りをさせていただきます、議会に報告をさせていただきたいと思っております。支援対策本部の黒塗りにつきましても、学校教育課で黒塗りをし、現在、町の非常勤の弁護士に、それが妥当かどうかチェックをしていただいておりますので、それにつきましても、弁護士の指示に従ってやりたいと思っております。今後外に向けては、このような黒塗りのもので発信させていただこうと思っておりますので、よろしくお願いたします。

委員長 ただいま事務局から説明がございました。この調査結果報告書の公開について、黒塗りの部分が人権問題、あるいはプライバシーの問題等で、こういう形の公開をしたいということですが、皆さんの方から質問・ご意見等はいかがでしょう。

石井委員 法的な問題はわかりませんが、こんなに塗ったら、全然何が何だかわからなくなりますか。事実関係が全くわからなくなってしまいます。それでも弁護士がいいと言うならいいですけど。肝心なところが全部塗られていますよね。今日が2日、明後日が4日ですよ。それまでに、その弁護士が見られるんですか。

岩本局長 この調査報告書については、ほとんどチェックしていただいております。現在、支援対策本部で作成したものについて、チェックをしていただいておりますので、今日の正午までに回答をいただけるようになっております。

委員長 支援対策本部の調査報告書というのは、以前に出されているものですね。その黒塗りの関係については、今日中に最終のものが出るということです。

石井委員 ほとんど消してしまったら、何が何だか、事実関係がわからなくなりますね。個人が特定できるような表示を消すのはわかりますが、他は全くわかりません。恐らくこれを出したら、さうとう質問がきます。この網掛けの部分を消すわけですね。たとえば、1ページの(4)○君の「○」だけ塗るわけですよ。他もほとんどそういうことですよ。

岩本局長 そうです。

石井委員 とりあえず、3月4日の総務文教・福祉常任委員会に出すということですが、それ以外も全部こういう形ですね。

岩本局長 当然、そのようになります。もし、これで不服がありますと、情報公開の審査委員会に不服申し立てをしていただいて、そこで判断して、開示するかどうかを決めさせていただきます。と思っております。

委員長 いかがでしょう。

石井委員 事実関係を書いた表がありますね。ここで「場」の欄に全部「部活動」と書いてありますね。「部の名前」だけ消しても、意味がないような気がします。

岩本局長 部活動は、他にもありますので。

石井委員 それはあなたの見解で、普通に見ればすぐにわかってしまう。私もわかりません。

れども、それでいいというならば、いいと思いますが、間違いなく、なぜ出さないんだと議論になります。特に一般的に新聞などに出すのならともかく、議会ですから。いま小林先生の話をお聞きすると、協力してくれと言っても、これでは何もわからない、何を協力するんだという話になりかねない。

委員長 他には、いかがでしょうか。

石井委員 いま4日の話はお聞きしましたが、その後の予定はどうされるのですか。

委員長 いまのご質問に対して、事務局から回答をお願いします。

山浦課長 本来なら、予定表をお出しすればよかったです、申し訳ありません。4日に所管の委員会があるということで、同日の午後3時半から、小林委員長を含め、記者会見を予定しております。午前10時の総務文教・福祉常任委員会には、委員長と職務代理にもご傍聴をお願いしているところです。翌日の5日、午後7時から保護者説明会の開催を予定しております。これにつきましては、先週27日(木)に1・2年生に通知をしております。3年生につきましては、卒業遠足等いろいろ行事が重なりまして、同じ日に通知が行きませんでしたので、メールでお知らせをし、月曜日には通知文を配布しました。説明会があるということは、3年生すべてはないんですが、お知らせはしてあります。保護者会は、午後7時から、大体1時間くらいを予定して、午後8時半くらいから、前回同様、保護者会の様子を報告する予定となっております。記者発表については、午後8時半ごろというようにさせていただいております。先ほど、報道関係者の話が出たんですが、問い合わせ等も来ています。午前10時の委員会に傍聴に来られますと、情報の入手が早くなってしまふということがあるんですが、他の記者クラブに入っている方は、5日の夜の記者発表が終わってから、いろいろな発表の方法を考えているということですが、1社に出てしまうと、果たして足並みが揃うのかどうか少し心配です。

委員長 記者発表は、4日の午後3時半ではないのですか。

山浦課長 その前に、午前10時から委員会があります。

委員長 それはわかるんですが。

山浦課長 記者クラブに入っていないから、自分たちの都合で記事を出すことができます。

委員長 4日の午後3時半から記者発表をするということは言えないのですか。

山浦課長 それはそれとして、向こうも承知はしているのです。

石井委員 この4日の午後3時半からの記者会見には、黒塗りのものを渡すわけですか。

山浦課長 答申書は当然出せるのですが、たとえば、議会と同じものを新聞各社に渡すのか、まだできてはいませんが、ダイジェスト版みたいにするのか、その辺をこれからの短い期間に、相談しなければなりません。

石井委員 保護者説明会には新聞記者は入るのですか。

山浦課長 入れません。そのために、午後8時半から別途記者会見を開きます。

石井委員 そのときに、新聞社に渡すのですか。1社には渡さないのですか。

山浦課長 逆に、渡してしまった方がいいのかなと思います。どちらにしても、ホームページにも出さざるを得ないのかなというところがありますので。

石井委員 答申書だけ出して、調査報告書がなければ、何だかわからないですよ。保護者には何を出すんですか。

山浦課長 いま決めかねています。実際、この調査報告書ができたのは、昨晚なので、これを

どのように扱っていくのかというのは、正直、それを見据えてやらなければいけないのは十分承知していますが、今日また、ご遺族の対応が終わったあとに、どの方法がいいのか、小林委員長のお考えもあるでしょうから。でも、結局出せば、問い合わせはみんなこちらに来ますので、そのことを心配していただいていると思います。

委員長 いずれにしても、3月4日の記者会見で、この答申書と調査報告書を出せば、5日の保護者会の前に記事にはなっているというように、普通には考えられますね。

山浦課長 そこを「縛り」と言っていましたけど、保護者説明会が終わるまでは、記者クラブの方たちはと言っていたんですが、すべてが守るかどうかというのは、何とも言えないです。そこで、なぜ保護者会が先だ、あとだという論議がまた出るとは思います、なかなかすべてが予定どおり組めない現実があります。

石井委員 3月4日の午前中に報道関係1社が来て、配信をすれば、おそらく夕刊に載りますね。午後からの報道機関は夕刊に載らず、朝刊になる。

山浦課長 そうでしょうね。

石井委員 傍聴するのは、新聞社はだめだとは書いていません。

山浦課長 傍聴者の資料を回収するということになると、議員の方もみんな回収するようなこととなりますが、回収はできないと思います。

石井委員 議員に渡したのは、回収できないんじゃないでしょうか。

山浦課長 できないと思います。

石井委員 そのまま流れる。

岩本局長 その可能性は、結構高いです。

委員長 ただ、この調査報告書の公開はしなければならない。それについて、この黒塗りの部分について、とりあえず当教育委員会としては、それを認めていくという方向にして、あとはその手段について、先ほど石井委員から言われたように、スケジュールの中で、総務文教・福祉常任委員会の中での報告のときに、この資料が出てくる。そのときの傍聴人にもこれが渡るのか。その後の午後3時半からの記者会見にも、それが渡るのか。そして、保護者説明会のときの資料は、果たしてどこまでのものが配布されるのかということが、やはりそこでの質疑応答の内容にもかかってくると思います。

小松委員 保護者説明会には、小林委員長は来られるんですか。

山浦課長 来られないです。ですから、逆にちょっと困るんです。

小松委員 どなたがおやりになるんですか。

山浦課長 説明は、私がします。保護者説明会ですと、あつた事実のことよりも、いま何をしているかとか、これからの取り組みというところでの質問ということになるかと思っています。いま学校にも、調査報告書を踏まえて、小林委員長もおっしゃっていたように、いままでも何もしていないわけではないだろうけれども、それが見えづらいというのが学校側の対応、一番見えていないのは我々ですが、その辺を説明し、3年生はここで卒業してしまいますので、1年・2年の保護者の方は、今後の取り組みというところが気になるころだと思います。

委員長 いかがでしょうか。事務局の方も、最終的な方向性は検討中だということですが、とりあえず現在までのところ、ここに提示されました報告書につきまして、委員会としては、黒塗りで総務文教・福祉常任委員会等に示すということによろしいでしょうか。

委員 全員了承

委員長 それでは、黒塗りをしたもので総務文教・福祉常任委員会等に示すということにいたします。また、できましたら、メールで結構ですので、どこにどういう資料を流すということになったのかということ、事務局と議会の方との関連もあると思いますので、それも調整の結果をできるだけ早く知らせていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、その他に入ります。

(3) その他

① その他

- ・ 保護者からの申出に対する回答について、回答案を提示し一部文言を修正することで承認。
- ・ 指導主事の増員を県及び町に働きかけることについて、小林委員長の説明にもあったように、一つひとつ課題をクリアしていくような活動をしていくことが確認された。

委員長 それでは、以上をもちまして、3月2日の湯河原町教育委員会臨時会を終了させていただきます。

(終了時間 午後0時15分)